

事業説明シート 3 平和公園墓地造成・道路整備事業(新規)

部局課所 市民生活部生活課  
 総合計画 3章6節5項  
 重点テーマ 環境と調和したまちづくりの推進

<p>【 事業の目的】                  南西墓地の使用許可完了を目途に、平和公園内に新たな墓地造成を行い、当面の墓地需要を供給すると共に、お盆・彼岸の交通渋滞緩和のための道路を整備する。今後の市営墓地のあり方について、市民の墓地需要やニーズ等を把握し、長期的な市営墓地造成計画について検討する。</p>	<p>【 事業の対象】                  全市民</p>
<p>【 全体事業概要】                  ・平和公園内の新たな墓地造成と併せてお盆、彼岸の交通渋滞緩和のための道路整備を行う。                  墓地造成工事 一区画4㎡約400基                  道路築造工事 幅員6m 延長280m                  調査実施設計委託 一式                  現場管理業務委託 一式                  ・墓地需要調査の実施</p>	<p>【 国県施策名】                  【 国補助率】                  【 県補助率】                  【 起債充当率】</p>

【 期間別事業概要】

<p>前期:H15～H17                  新たな墓地造成と道路整備を行う。</p>	<p>後期:H18～H22                  墓地需要調査</p>
---	---

事業評価シート 3 平和公園墓地造成・道路整備事業(新規)

【 事業成果(アウトカム)指標】

指標	返還墓地の応募率				
選定理由	墓地需要				
計算・推計方法	応募者数/返還墓地数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
実績	2.2	3.1			
事業成果指標・備考					

【 制度・事業の見直し(廃止)】

<p>● 無 ○ 有</p>	
----------------	--

【 民間事業との競合、事業外部の条件整備、他部局との連携】

<p>● 問題無 ○ 要配慮</p>	<p>墓地の経営主体は原則地方公共団体としているが、檀家の需要に限り宗教法人についても経営を許可している。</p>
--------------------	---

【 住民ニーズ、行政需要の動向】

<p>● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>返還数</td> <td>応募者数</td> <td>倍率</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>5</td> <td>26</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>16</td> <td>35</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>13</td> <td>40</td> <td>3.1</td> </tr> </table>		返還数	応募者数	倍率	12年度	5	26	5.2	13年度	16	35	2.2	14年度	13	40	3.1
	返還数	応募者数	倍率														
12年度	5	26	5.2														
13年度	16	35	2.2														
14年度	13	40	3.1														

【 市民共生、男女共生の視点】

<p>○ 反映済 ○ 反映余地有 ● 関連せず</p>	
-----------------------------	--

【 市町合併との関連】

<p>○ 関連無 ● 関連有</p>	<p>河辺町にも町営墓地残基数274基(15.4.1現在)有り</p>
--------------------	-------------------------------------

【 市が今行う必要性】

無  有

墓地の経営主体は原則地方公共団体とされている。  
(秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条)

04市民 3

事業説明シート 4 自転車駐車場・保管所等整備経費(継続)

部局課所 市民生活部生活課  
 総合計画 1章3節4項  
 重点テーマ

<p>【 事業の目的】                  自転車等利用者の利便性向上を図るとともに、自転車等の放置を防止することによって、市民の良好な生活環境の確保を図る。</p>	<p>【 事業の対象】                  自転車等利用者</p>
<p>【 全体事業概要】                  ・平成14年度秋田駅東仮自転車等駐車場整備                  ・ " 牛島駅東自転車駐車場増設整備                  ・平成15年度秋田駅東新自転車等駐車場整備 2,600台収容(2階建)                  ・平成16年度自転車保管所移転・解体。                  ・ " 秋田駅東自転車等駐車場自動ゲート導入2台                  ・ " 秋田駅東自転車等駐車場維持管理                  ・ " 秋田駅東自転車等駐車場通路工事                  ・ " 秋田駅南自転車等駐車場廃止・解体                  ・ " 秋田駅西自転車等駐車場自動ゲート導入1台                  ・ " 秋田駅西自転車等駐車場改修工事</p>	<p>【 国県施策名】                  【 国補助率】                  【 県補助率】                  【 起債充当率】</p>

【 期間別事業概要】

<p>前期:H15～H17                  ・H15 秋田駅東新自転車等駐車場整備                  ・H16 自転車保管所移転・解体                  秋田駅東自転車等駐車場自動ゲート、通路工事                  秋田駅南自転車等駐車場廃止・解体                  秋田駅西自転車等駐車場自動ゲート、改修工事</p>	<p>後期:H18～H22</p>
--	-------------------

事業評価シート 4 自転車駐車場・保管所等整備経費(継続)

【 事業成果(アウトカム)指標】

指標	規制・禁止区域の放置自転車返還率。				
選定理由	保管所の移転目的の一つに返還率の向上があるため。				
計算・推計方法					
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	55.0%				
実績	53.0%	49.6%		60.0%	65.0%
事業成果指標・備考	返還率11年度37.6%、12年度31.9%				

【 制度・事業の見直し(廃止)】

<p>● 無 ○ 有</p>	
【 民間事業との競合、事業外部の条件整備、他部局との連携】	
<p>● 問題無 ○ 要配慮</p>	採算性の面で難があり、今後の民間による事業展開は無いものとする
【 住民ニーズ、行政需要の動向】	
<p>● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向</p>	
【 市民共生、男女共生の視点】	
<p>○ 反映済 ○ 反映余地有 ● 関連せず</p>	
【 市町合併との関連】	

● 関連無 ○ 関連有	
【 市が今行う必要性】	
○ 無 ● 有	<p>拠点センターの整備事業や秋田駅東地区土地区画整理事業に伴い、秋田駅東自転車駐車場が使用不能となることから、代替施設を建設し、自転車等利用者の利便性の確保と放置自転車の防止を図る必要がある。</p> <p>併せて、自転車保管所を新駐車場内に移設し、利便性と返還率の向上に努める</p>

04市民 4

事業説明シート 8 戸籍事務等電算化経費(新規)

部局課所 市民生活部市民課  
 総合計画 5章6節4項  
 重点テーマ IT革命に伴う社会変化への対応

<p>【 事業の目的】                  届出による戸籍編製に要する時間と証明書発行に要する時間の短縮が可能になり、証明書の記載内容が項目化されることにより誰にでも記載内容が解りやすくなり、行政サービスが向上する。入力が項目化されることにより複雑なタイプライターによる記載が不要になり経験年数にかかわらない適正な人員配置が図られ戸籍事務の効率化を図ることができる。</p>	<p>【 事業の対象】                  現在戸籍数 125,629戸籍                   除・原戸籍マイクロ化分 308,587枚                  除・原戸籍未マイクロ化分 11,059枚                   除・原 計 319,646枚</p>
<p>【 全体事業概要】                  本庁、土崎支所、新屋支所及び河辺町と雄和町において、和紙原本で保管している戸籍簿(約12万6千戸籍)をすべてデータベース化し(文字入力・除籍のみスキャンしてイメージ保存)、また除籍・改製原戸籍についてもコンピュータにより管理・運用するものである。</p>	<p>【 国県施策名】                  【 国補助率】                  【 県補助率】                  【 起債充当率】</p>

【 期間別事業概要】

<p>前期:H15~H17                  和紙原本で保管している現在戸籍簿をすべてデータベース化する。</p>	<p>後期:H18~H22                  除籍・原戸籍をコンピュータ管理・運用する。</p>
---	--

事業評価シート 8 戸籍事務等電算化経費(新規)

【 事業成果(アウトカム)指標】

指標	定量的指標設定が困難であることから、事業成果指標・備考に定性的に記載する。				
選定理由					
計算・推計方法					
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					
事業成果指標・備考	ア．市役所内のオンライン処理が可能になる(支所との事務の一元管理が図られ、即日交付も可能)。 イ．証明書(謄抄本)の作成のスピードアップが図られる。 ウ．人員の削減が可能になる。				

【 制度・事業の見直し(廃止)】

<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	
--	--

【 民間事業との競合、事業外部の条件整備、他部局との連携】

<input checked="" type="radio"/> 問題無 <input type="radio"/> 要配慮	戸籍法第1条で「戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。」と規定されており、民間事業との競合はない。
--	---

【 住民ニーズ、行政需要の動向】

<input checked="" type="radio"/> 増加傾向 <input type="radio"/> 不変 <input type="radio"/> 減少傾向	戸籍を新規に作成する場合は、現在、届出から交付まで1週間程度の日数を要することもあるため、交付までの期間短縮要望が年々増加している。
---	--

【 市民共生、男女共生の視点】

<input type="radio"/> 反映済 <input type="radio"/> 反映余地有 <input checked="" type="radio"/> 関連せず	
---	--

【 市町合併との関連】

<input type="radio"/> 関連無 <input checked="" type="radio"/> 関連有	
--	--

【 市が今行う必要性】

無  有

04市民 8

事業説明シート 10 各種証明書自動発行システム導入事業(継続)

部局課所 市民生活部市民課  
 総合計画 5章6節4項  
 重点テーマ IT革命に伴う社会変化への対応

<p>【 事業の目的】                  市役所で扱う各種証明書の自動交付システムを導入し、行政サービスの効率化を図るとともに、交付までの待ち時間の短縮や窓口の混雑緩和、休日等の取扱い等を可能にする。</p>	<p>【 事業の対象】                  市民</p>
<p>【 全体事業概要】                  市役所本庁舎等に自動交付機を設置し、閉庁時間でもカードを使用して各種証明書の交付を受けられるようにする。対象の証明書は住民票、住民票記載事項証明、印鑑証明書                  【内訳】                  ・自動交付機等ハードウェア整備                  ・自動発行システムの改修                  ・保守・その他工事費                  なお、設置済の自動交付機の利用率、河辺・雄和との合併を考慮しながら、今後の増設について検討を行う。</p>	<p>【 国県施策名】 地方交付税措置予定                  【 国補助率】                  【 県補助率】                  【 起債充当率】</p>

【 期間別事業概要】

<p>前期:H15～H17                  市役所本庁舎等に自動交付機を設置し、閉庁時間でもカードを使用して各種証明書の交付を受けられるようにする。</p>	<p>後期:H18～H22</p>
---	-------------------

事業評価シート 10 各種証明書自動発行システム導入事業(継続)

【 事業成果(アウトカム)指標】

指標	証明書発行件数に占める自動交付機利用数の割合				
選定理由	利用増を事業成果を計る指標とするため				
計算・推計方法	自動交付機による証明書発行件数/証明書の総発行件数				
留意事項	自動交付機専用カードが必要になるので、その発行枚数に依存する。13年度証明書発行件数(住民票+印鑑証明)240,447件。				
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標			1.0%	3.5%	4.8%
実績					
事業成果指標・備考	次の事業効果も生ずる。 ア．証明書等の交付のスピードアップが図られる。(参考例：繁忙期発行時間、窓口40分 発行機5分) イ．窓口の混雑が解消される。				

【 制度・事業の見直し(廃止)】

● 無 ○ 有	
---------	--

【 民間事業との競合、事業外部の条件整備、他部局との連携】

○ 問題無 ● 要配慮	他課の証明書の発行を行う場合
-------------	----------------

【 住民ニーズ、行政需要の動向】

● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向	時間外や休日等の証明書発行について、市民からの問い合わせが年々増加してきている。 住民票電話予約数：H8年度296件、H9年度353件、H10年度387件、H11年度379件、H12年度406件、平成13年度441件、平成14年度353件
--------------------	--

【 市民共生、男女共生の視点】

<input type="radio"/> 反映済 <input type="radio"/> 反映余地有 <input checked="" type="radio"/> 関連せず	
【 市町合併との関連】	
<input type="radio"/> 関連無 <input checked="" type="radio"/> 関連有	合併後の地域における自動交付機の設置について
【 市が今行う必要性】	
<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	

04市民 10



事業説明シート 11 保健事業(継続)

部局課所 市民生活部国保年金課  
 総合計画 3章8節3項  
 重点テーマ 少子長寿社会への対応

<p>【 事業の目的】                  国保加入者の健康保持増進・疾病の予防と早期発見により医療費節減に資する。</p>	<p>【 事業の対象】                  国民健康保険加入者への保健事業                  ・人間ドック(35歳以上で老保医療受給者証の交付者は除く)                  ・はり、きゅう・マッサ - ジ(55歳以上)                  ・保健予防課が実施している基本健康診査、大腸がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診(ただし、子宮頸がん検診は30歳以上でその他は40歳以上)                  ・平成16年度実施予定となっている前立腺がん検診を新たな助成対象とする。</p>
<p>【 全体事業概要】                  現在実施している人間ドック助成事業や健康診査助成事業などを継続するとともに、新たに平成16年度からは子宮がん検診、前立腺がん検診に対しても助成を行う。</p>	<p>【 国県施策名】                  【 国補助率】                  【 県補助率】                  【 起債充当率】</p>

【 期間別事業概要】

<p>前期:H15～H17                  平成15年度に人間ドック受診者を100人拡大することにより1,050とし、新たに平成16年度から子宮がん検診(頸部1,100円)、前立腺がん検診(1,000円)に対して助成を行う。</p>	<p>後期:H18～H22                  人間ドック助成事業や健康診査助成事業などを継続する。</p>
---	---

事業評価シート 11 保健事業(継続)

【 事業成果(アウトカム)指標】

指標	保険税に対する保険事業の割合				
選定理由	国からの指導				
計算・推計方法	保健事業費 / 現年度分国民健康保険税額				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	1%	1%	1%	1%	1%
実績	0.83%	0.90%	0.87%	1.03%	1.03%
事業成果指標・備考					

【 制度・事業の見直し(廃止)】

● 無 ○ 有	
---------	--

【 民間事業との競合、事業外部の条件整備、他部局との連携】

○ 問題無 ● 要配慮	人間ドックは、5医療機関に委託。健康診査は、市医師会等に委託(保健予防課所管)。
-------------	--

【 住民ニーズ、行政需要の動向】

● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向	人間ドック申込者数	H12	H13	H14	H15
		989	1,027	1,125	1,176
	基本健康診査助成人数	H11	H12	H13	H14
		4,606	4,913	5,455	5,902
	大腸がん検診助成人数	H11	H12	H13	H14
		3,346	3,508	3,915	4,198
	胃がん検診助成人数	H13	H14		
		1,399	1,363		

【 市民共生、男女共生の視点】

<input type="radio"/> 反映済 <input type="radio"/> 反映余地有 <input checked="" type="radio"/> 関連せず	
【 市町合併との関連】	
<input type="radio"/> 関連無 <input checked="" type="radio"/> 関連有	保健事業が各保険者で異なっているため調整を要する。
【 市が今行う必要性】	
<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	老人保健法による保健事業。 老人保健法第5条 保険者は加入者の老後における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。

04市民 11

事業説明シート 15 防犯灯整備事業(継続)

部局課所 市民生活部自治振興課  
 総合計画 5章1節2項  
 重点テーマ

【 事業の目的】 街を明るくし、通行の安全と夜間犯罪の防止を図る。	【 事業の対象】 町内会
【 全体事業概要】 街を明るくし、通行の安全と夜間犯罪の防止を図るため、町内会の申請に基づき防犯灯を設置する。設置後の維持管理は町内会で行う。	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

【 期間別事業概要】

前期:H15～H17 街を明るくし、通行の安全と夜間犯罪の防止を図るため、町内会の申請に基づき防犯灯を設置する。設置後の維持管理は町内会で行う。	後期:H18～H22 街を明るくし、通行の安全と夜間犯罪の防止を図るため、町内会の申請に基づき防犯灯を設置する。設置後の維持管理は町内会で行う。
---	---

事業評価シート 15 防犯灯整備事業(継続)

【 事業成果(アウトカム)指標】

指標	防犯灯設置の充足度				
選定理由	設置要望に対してどの程度応えているかを事業成果の目安とするため。				
計算・推計方法	設置灯数/要望灯数×100				
留意事項	防犯灯設置要望は減少傾向にあるが、今後もなくならないと思われる。				
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	100%	100%	100%	100%	100%
実績	83%	81%			
事業成果指標・備考	H14年度 要望灯数 393灯 設置灯数 320灯				

【 制度・事業の見直し(廃止)】

<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	設置要望灯数が減少傾向にあるため、年間設置灯数の調整を図る。
--	--------------------------------

【 民間事業との競合、事業外部の条件整備、他部局との連携】

<input checked="" type="radio"/> 問題無 <input type="radio"/> 要配慮	
--	--

【 住民ニーズ、行政需要の動向】

<input type="radio"/> 増加傾向 <input type="radio"/> 不変 <input checked="" type="radio"/> 減少傾向	設置要望灯数は減少傾向にあるが、住宅地の拡大に伴う要望に対処する必要もある。
---	--

【 市民共生、男女共生の視点】

<input type="radio"/> 反映済 <input type="radio"/> 反映余地有 <input checked="" type="radio"/> 関連せず	
---	--

【 市町合併との関連】

<input type="radio"/> 関連無 <input checked="" type="radio"/> 関連有	事業の摺り合わせが必要。
--	--------------

【 市が今行う必要性】

<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	通行の安全と夜間犯罪を防止するため、継続して設置する必要がある。また、防犯灯を新設するには1灯あたり約4万円の費用がかかり、町内会単独での設置は困難である。
--	--

事業説明シート 19 コミュニティセンター建設事業(継続)

部局課所 市民生活部自治振興課  
 総合計画 5章1節3項  
 重点テーマ 地方分権推進による市民主体の都市個性づくり

【 事業の目的】 地域に根ざした市民活動の拠点となるコミュニティセンターを整備し、地域住民の手による住みよい地域社会の形成を促す。	【 事業の対象】 全市
【 全体事業概要】 地域住民の要望に基づき、コミュニティセンターを計画的に設置する。	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

【 期間別事業概要】

前期:H15～H17 旭北地区および保戸野地区にコミュニティセンターを建設する。檀山地区コミュニティセンターを移転する。	後期:H18～H22 コミュニティセンターと各種公共施設との複合化などを検討した上で整備計画を策定し、事業化を図る。
---	---

事業評価シート 19 コミュニティセンター建設事業(継続)

【 事業成果(アウトカム)指標】

指標	コミセン設置地区の人口割合				
選定理由	設置地区の人口割合から市内におけるコミセン充足度を計るため				
計算・推計方法	コミセン設置地区人口 / 市内人口				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	100%	100%	100%	100%	100%
実績	69.8%	69.8%			
事業成果指標・備考					

【 制度・事業の見直し(廃止)】

<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	
--	--

【 民間事業との競合、事業外部の条件整備、他部局との連携】

<input type="radio"/> 問題無 <input checked="" type="radio"/> 要配慮	地域の実情に応じた施設規模のあり方や、他の公共施設との合築を視野に入れた検討を進める。
--	---

【 住民ニーズ、行政需要の動向】

<input checked="" type="radio"/> 増加傾向 <input type="radio"/> 不変 <input type="radio"/> 減少傾向	コミセン未設置地区から長年にわたり早期建設を強く要望されている。
---	----------------------------------

【 市民共生、男女共生の視点】

<input checked="" type="radio"/> 反映済 <input type="radio"/> 反映余地有 <input type="radio"/> 関連せず	施設のバリアフリー化に配慮している。
---	--------------------

【 市町合併との関連】

<input type="radio"/> 関連無 <input checked="" type="radio"/> 関連有	地域コミュニティレベルの市民利用施設が整備されていない地域が市街地に多いことから、合併する両町との較差を解消するため、早期に重点的に事業化する必要がある。
--	---

【 市が今行う必要性】

<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	重点テーマである地方分権推進による市民主体の都市個性づくりのためには、市民活動の拠点となる施設を市が設置し、支援していく必要がある。
--	--



事業説明シート 20 集会所類似施設整備・建設費補助金(継続)

部局課所 市民生活部自治振興課  
 総合計画 5章1節2項  
 重点テーマ 男女共生を踏まえた市民共生社会の実現

【 事業の目的】 自治活動の拠点となる集会所の整備を促進し、各種自治活動の振興を図る。	【 事業の対象】 町内会
【 全体事業概要】 地域自治活動の拠点となる町内集会所の新築、増改築及び修繕に対して補助する。  現行(S57～) 建設補助 1万円/㎡ 備品補助 3万円・5万円 営繕補助 6万円・10万円	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

【 期間別事業概要】	
前期:H15～H17 町内会等が地域自治活動の核として自ら管理運営する集会所の整備を支援するため、集会所の新築、増改築および修繕に対し補助する。	後期:H18～H22 町内会等が地域自治活動の核として自ら管理運営する集会所の整備を支援するため、集会所の新築、増改築および修繕に対し補助する。

事業評価シート 20 集会所類似施設整備・建設費補助金(継続)

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	町内の集会所等の保有率				
選定理由	市内における集会所等の設置状況を目安とし、成果を計るため				
計算・推計方法	集会所等の設置総数/市内全町内数×100				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	100%	100%	100%	100%	100%
実績	46%	45%			
事業成果指標・備考	14年度 市内全町内数 917町内				

【 制度・事業の見直し(廃止)】	
<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	少額補助の見直しを検討。ただし、周知期間を要する。
【 民間事業との競合、事業外部の条件整備、他部局との連携】	
<input checked="" type="radio"/> 問題無 <input type="radio"/> 要配慮	
【 住民ニーズ、行政需要の動向】	
<input checked="" type="radio"/> 増加傾向 <input type="radio"/> 不変 <input type="radio"/> 減少傾向	地域活動の場としての集会所に対する建設および営繕に対する補助金の増額を求める要望は多く、その要望に的確に対処する必要がある。
【 市民共生、男女共生の視点】	
<input type="radio"/> 反映済 <input type="radio"/> 反映余地有 <input checked="" type="radio"/> 関連せず	
【 市町合併との関連】	
<input type="radio"/> 関連無 <input checked="" type="radio"/> 関連有	補助額等の摺り合わせが必要である。
【 市が今行う必要性】	
<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	地域における町内自治活動拠点の施設として重要な役割を果たしていることから、市として支援していく必要がある。

